

司法書士による

# 借金・債務整理

# 無料電話相談会

お金の問題の悩みを一人で抱え込まず  
司法書士に相談してみませんか？

令和8年8月8日（土）  
10:00～16:00

相談は無料です

秘密は守ります

0120-448-788

司法書士は、裁判所提出書類の作成を行うほか、司法書士法第3条第2項にいう簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる者として法務大臣の認定を受けた司法書士は、訴額140万円以下の民事紛争について、訴訟、調停、即決和解等の代理及び法律相談、裁判外和解の代理を行うことができます。

長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399番地  
TEL 026-232-7492 <https://www.na-shiho.or.jp/>

